

目次

- 新システムや改正法でどうなるの？ 厚労省との交渉（12月6日） 2～3
- 新システムに反対するお母さんの声（11月14日 日比谷野外音楽堂） 3
- 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会に届けた意見書 4
- 新たな取組♪
「4万人余の声を傾けてください！」新システム関係者への手紙 5
- ◆ 「障害児を保育所・幼稚園から追い出す
子ども・子育て新システムに反対する大集会」のお知らせ 6

厚生労働省で4万権を超える署名を手渡す
中村・池添（両副代表）と児童デイ職員



金閣寺

〈署名は続々全国から京都へ〉

10月2日に署名の訴えを大阪でしました。5つのイラストで問題を分かりやすく解説して、たくさんの方にわかってもらいたいという工夫をしました。ニュース22号と一緒に全国にも発送し、集まるのを今か今かと待っていました。

当たり前ですが、署名はすぐに集まるものではありません。12月6日には厚生労働省との話し合いもあり、このときに署名も提出する予定をしていました。「少なかつたらカッコつかないな」などご心配していました。

〈初めて取り組んだ方も〉

しかし、全々の杞憂でした。11月の終わりには毎日全国各地から署名の束が届きます。さて今度は署名の山を整理し、数を数える仕事が続いています。署名を集める活動に慣れているところは、用紙を半分に切り、紐で束にし、そして数が明記されています。

今回の署名活動が広く取り組まれたことは、個人で集められた用紙が1枚、2枚と封筒に入っていたことわかります。「息子に頼まれて集めました」との手紙も。いずれの封筒にも「私たちの声が国に届きますように」とのメッセージが添えられていました。

〈京都から東京へ4万余の声を運ぶ〉

若い児童デイの職員さんに助けてもらい、段ボールいっぱいになった署名は京都から新幹線に乗って東京に旅しました。運んでくれたのは若者、相当カッコ悪かったと思いますがみんなの思いを霞が関までキャリアカートで。厚生労働省の廊下でしっかりと手渡しました。上の写真がそのときのものです。まだまだ事務局には届いています。5万に届くのではないのでしょうか。

〈東京で逢いましょう〉

最後のページに「大集会」のお知らせを載せています。またコピーしてたくさんの方に知らせてください。「改正法」も「新システム」も山場です。課題を皆さんで共有する場にしていきましょう。

新システムや改正法でどうなるの？

厚労省との交渉 (12月6日)



障全協全国集会の一環で、厚生労働省と話し合いました。厚労省からは、新システム係官1名、障害福祉・障害児支援関係2名。児童デイサービス、放課後活動、相談支援、居宅支援などに取り組んでいる人たちが、それぞれの立場から質問しました。

新システムで障害児は？

これまでは保育所と利用者の関係は、従来は直接的な法的関係になかったため、新システムは直接契約関係で法的関係を明確にすることに目的があるといえます。詳細は現在検討中とのことですが、保育が必要な子どもにも給付をする、保育所の水準の維持など公的な責務を定めるなど、これまでの公表文書に書かれていることを述べたこととまりました。障害児がどのような位置づけになるかは不明です。

障害児分野はすでに利用契約制度や応益負担の問題など、新システムの問題点を経験しています。この問題を新システムに組み込むとすれば、障害をもった子どもたちは最初に除外されることは目に見えており、障害が重い子どもは制度の利用がさらに困難になります。保育所は「気になる子」へも対応していますが、保育所に入ることができない子どもたちも増えています。

新システムが具体化すれば、保育所に入れない子どもが増えるのではないかと問題点を指摘しました。

私たちの意見を聞かずに自立支援法・児童福祉法を改正！

12月3日に支援法と児福法改正が成立し、2012年4月から実施されることになりましたが、契約制度や応益負担、日額報酬制はそのままです。係官がまたしても新人であったことから、私たちは、子どもの時期に、契約をするという親の「選ぶ」というハードルがあることが問題であり、そもそも選択しようにも社会資源が不足している、契約制度はなじまないこと、障害がはっきりしない時期に契約を結ぶことは困難が大きいといった話を具体的にしました。

しかし、利用契約制は、当事者の主體的判断を尊重することが根本にあるため、変更する予定はないとのこと。応益負担についても、原則として変更はない、軽減策で対応するという答えでした。子どもについては、親の収入が認定されるため利用料の負担は現実的に重いと実態を伝えました。

日額報酬制について、日によって違うサービスを利用する等の利用者の選択に依るような報酬体系にしたもの

で、事業の不安定性をカバーするための策を別途考えるとのことでした。

現場では、利用者負担の問題は切実です。通う日の多さで利用料がかかり、1日単位でみれば少額かもしれませんが、週単位や月単位にすればとても高額になってしまいます。京都市の場合は市の独自施策によって利用者負担が軽減されていますが、他市から通う人たちについては費用の減免がなく、同じ事業所に通いながらも費用負担の額に大きな差がある状況が生まれています。障害について保護者が揺れている時期に、利用者負担が求められると、制度の敬遠につながるといって現実を知ってほしいと訴えました。

ホームヘルプなどにも子ども独自の課題が

なぜ、居宅系の事業を児童福祉法に戻すことは検討されないのでしょうか。障害児の支援は児童デイだけで完結するわけではなく、その他の施策の利用も必要です。また、サービスの選択については、選ぶほどの施設や事業所がなく、必要なだけの支給量が認定されたとしても、絵にかいたモチになってしまいます。「何か所も連絡するうちに連絡する気さえ失せていく状態で、螺旋階段を落ちていくように、子どもの状態と親の状態の悪化が進行していきます」と実態をもって話しました。しかし、支援法で不都合はないという回答しか得られませんでした。

子どもの権利条約は守られているか？

子どもの権利条約第23条第3項には、できる限り無償でとの規定があります。これについてどう考えるか、聞きました。

「費用負担なしという要望は受け入れるわけにはいきません。現在、社会保険制度全体で利用者負担を求めており、障害児のサービスだけ利用者負担をなしにするのは整合性が保てなくなります。利用者からの声として十分ではないとの声もあるでしょうが、引き続き軽減策を検討していきます。権利条約の規定に反しているとの認識はありません」とのことでした。

放課後等デイサービスの位置づけ

放課後等デイサービスはあくまでも新事業です。どのようなものなのでしょうか。回答を紹介します。

「現行の児童デイについては、事業所の判断によって、児童発達支援、放課後等デイの両方に移行することができません。児童デイII型については、基本的には放課後等デイに移行するのではないかと思っています。実際に行う事業に依り、それぞれが職員の配置基準等の認定とることが必要です。ただ、児童発達支援については、事業の認定をとったうえで学齢に対応できるようにする予定です。そのため、基準を満たせばどちらの事業形態をとっ

2010年12月7日

総合福祉部会障害児支援合同作業チーム 委員 殿

障害者制度改革に向け、日夜、奮闘しておられることに敬意を表します。

12月3日、「障がい者制度改革推進本部等における検討をふまえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(障害者自立支援法・児童福祉法一部改正法)が成立しました。

本改正法は、まったく審議がされないまま成立に至りました。保護者や関係者の意見を聞く機会もありませんでした。このような議会制民主主義を無視した採択に、まず遺憾の意を表明します。

児童福祉法一部改正についての意見と今後の要望をまとめしたので、ご高配いただければ幸いです。

1. 新設される「児童発達支援センター」は通いやすい環境を実現するか

障害種別の三通園施設は関係団体による実態調査でも不足と偏在が指摘されている。たとえば2008年10月現在の厚労省の調査では肢体不自由児通園施設がない県が23県ある。改正法による医療型児童発達支援センターは別立てなので、一元化によって「通いやすくなる」という効果は疑わしい。施設整備計画が必要である。

2. 実施主体の市町村委譲で格差は拡大しないか

児童発達支援センターがすべての市町村に設置される状況にあるのかどうか、検証されていない。市町村への支援が強化される必要がある。

3. 障害児通園施設の第二種社会福祉事業は支援の質の向上につながるか

第二種事業は、都道府県の認可ではなく「届け出」によって事業を開始できる。また会社などの企業も参入できる。保護者支援など多様で手厚い支援が必要な事業として相応しい事業となるよう指導監督が強化される必要があるが、それが可能か。

4. 契約制度、応益負担、日額報酬を温存している

改正法は、障害者自立支援法成立時において「障害児に関する施策は3年後に見直し5年後を目途に再編る」とされていたことを具体化したものである。つまり、障害者自立支援法の枠内において予定されていた障害児施策の再編であり、自立支援法に代わる新法議論において、この点の改善が必要である。

来春までの合同作業チーム（障害児支援）において、改正法の枠組みを前提とせず、障害のある子どもたちの育ちを保障する制度設計を議論していただくよう、下記を要望します。

- ① 希望するすべての子どもが通園施設、児童デイサービス、保育所などに通えるように施設と制度の整備をすすめる討論をしてください。
- ② 親が自分で通園先を探さなくてはいけない利用契約制や応益負担のない制度をつくってください。
- ③ 施設経営を圧迫する日払い制を止めてください。
- ④ 保育や療育の職員配置や設備を抜本的に改善する方策を検討してください。

●全国の皆さんからの「熱い想い」を「手紙」にして、大日向雅美（幼保一体ワーキングチーム・座長）さんや柏女霊峰（同・委員）さん、推進会議委員の皆さん、厚生労働大臣や菅首相など、「子ども子育て新システム」や自立支援法に代わる「新法」作りに携わっているかたがたに「持ち込ませない会」から送ります。みなさんも、あて先を地域の関係者にして活用し、ぜひ今回の署名に託した願いを伝えてください。

さま 4万人余の声に耳を傾けてください！

障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会
代表 茂木俊彦

日ごろから子どもたちや子育てに対しての支援をご検討いただきありがとうございます。

私たちの会は、2005年に障害者自立支援法が国会に提出されたときに、障害児にも適用され、療育や訓練、補そう具などの利用に応益負担が持ち込まれることに危機感を持ち結成した団体です。障害のある子どもを育てる保護者、保育や療育の現場で働く施設職員、自治体職員、研究者などで構成しています。会員は全国各地に500人を超えています。

このたび、現在検討されている「子ども子育て新システム」（案）について、私たちは、自立支援法がもたらしたさまざまな困難をさらに深刻にするものとして危惧を抱き、その内容を検討してまいりました。その結果、このまま法案として審議されることになってはならないという強い思いで会の内外に署名を呼びかけ、1ヵ月半ほどの間に、4万人をはるかに超える署名を集めて、12月6日に厚生労働省に提出いたしました。インターネットを通じての署名訴訟に対して、このような多くの人々が賛同してくれたことに、私たちも驚きを覚えます。

これらの多くの人々の声なき声援を背中に感じて、私たちは次のことを強く訴えたいと思います。

- ①障害のある子どもたちや家族にとって、「子ども子育て新システム」はとても不安です。
 - *「直接契約」になり公立保育所の「民間委託」が進めば、保育の場を親が探さなくてはなりません。また、障害を理由にして受けとめてもらえない子どもも増えるでしょう。
 - *「保育の必要度」の認定によって、子どもの保育時間が変わる生活は、子ども集団がコロコロ変化し、日課も不安定なものになります。障害のある子どものみならず、すべての子どもの発達を保障することにふさわしい生活がつかれるでしょうか。
- ②「子ども子育て新システム」は、障害者自立支援法と同じ「応益負担」原則を導入しようとしています。また、保育所への報酬は、日割や時間割の「出来高払い」になります。
 - *若年世帯の多いなかで、保育料は過重な負担になることでしょう。さらに、障害のある子どもの保育料が、「応益負担」として加算されるようなことにならないでしょうか。
 - *保育所の運営費になる報酬が、「出来高払い」のもとで減額され、かつ不安定になることでしょう。保育所の経営の圧迫は、子どもの生命・健康を危うくし、保育内容の質的低下に直結します。

私たちは、保育の場が不足していること、待機児対策を早急に進める必要があることを認識しつつも、子どもの発達を保障する条件としての保育制度の拙速な改変には反対します。国民のいろいろな声に耳を傾けて、納得のできる制度を粘り強く検討してください。子どもへの愛情に溢れ、子どもの権利をまもろうとする貴殿の基本姿勢が、より良い保育制度を創ることに活かされるように、切に望んでおります。

障害児を保育所・幼稚園から追い出す 「子ども・子育て新システム」に反対する大集会

現在検討され、1月からの通常国会に上程される予定となっている「子ども子育て新システム」(案)について、私たちは、自立支援法がもたらしたさまざまな困難をさらに深刻にするものとして危惧を抱いてきました。このまま法案として審議されることになってはならないという強い思いで会の内外に署名を呼びかけ、1ヵ月半ほどの間に、4万人をはるかに超える署名を集めて、12月6日に厚生労働省に提出しました。短期間に多くの人々が賛同してくれたことに勇気をもらいました。

その後ワーキングチームでは「障害児に対する支援について」がテーマにされました。これについても私たちの意見を表明する必要があります。療育や保育の現場からの声を集めましょう。

今回は会場を**東京**にして開催します。ぜひ各地からのご参加をお待ちしています。

●内容

- ♪ 「子ども子育て新システム」と障害児支援をめぐる情勢報告
- ♪ 療育施設 保育所 幼稚園からの報告
- ♪ 保護者のねがい

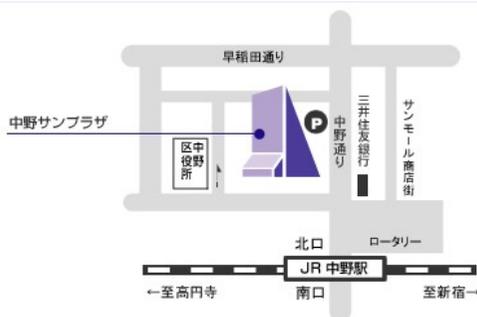
◆日時 **2011年2月6日**
13:30~16:30

▼場所 **中野サンプラザ**

JR中野駅北口から徒歩1分
◎JR中野駅まで
東京から中央線で19分
新宿から中央線で5分

参加費無料

障害のある子どもの母親です。療育施設と地元の公立保育所の併用で幼児を過ごし成長しました。いろいろなあり成した。障がい児保育、早期支援で子どもは成長してきました。新システムの案の中に障がいの文字もなく、これからの心配です。



東京都中野区中野4-1-1 TEL: 03-3388-1151

主催：障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込ませない会

連絡先：〒603-8324 京都市北区北野紅梅町85 弥生マンション らく相談室

TEL: 075-465-4310

FAX: 075-465-4151

E-mail rakuraku@ma3.seikyoku.ne.jp